

第 9 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成22年3月27日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第9回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
諸般の報告	4
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
一般質問	8
第1号議案の審議の宣告及び採決	15
第2号議案の審議の宣告	16
事務局長の議案概要説明	16
第2号議案の質疑、討論、採決	16
第3号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第3号議案の質疑、討論、採決	18
第4号議案及び第5号議案の審議の宣告	18
事務局長の議案概要説明	18
第4号議案及び第5号議案の質疑、討論、採決	20
第6号議案及び第7号議案の審議の宣告	20
事務局長の議案概要説明	21
第6号議案及び第7号議案の質疑、討論、採決	21
第8号議案及び第9号議案の審議の宣告	22
事務局長の議案概要説明	22
第8号議案及び第9号議案の質疑、討論	24
第8号議案の採決	24
第9号議案の採決	25
広域連合長の閉会あいさつ	25

閉会の宣告	26
資 料	
議案の送付について	28
議決一覧	29

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成22年3月高知県後期高齢者医療広域連合議会第9回定例会を次のとおり招集する。

平成22年3月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成22年3月27日（土曜日）
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目3-20
高知共済会館
3階 大ホール「金鵝」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板原 啓文 君 | 2 番 | 前田 哲生 君 | 3 番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4 番 | 小松 文人 君 | 5 番 | 三本富士夫 君 | 6 番 | 西村 和也 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 大石 哲雄 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 小永 正裕 君 | | | | |

議 事 日 程

平成22年 3 月 27 日 午後 2 時開議

- 第 1 新議員の議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 提出議案の提案理由説明
- 第 5 一般質問
- 第 6 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 7 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
第 5 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 第 6 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
第 7 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 11 第 8 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
第 9 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

1番	板原 啓文 君	3番	柴岡 邦男 君	4番	小松 文人 君
5番	三本富士夫 君	6番	西村 和也 君	7番	和田 賢二 君
8番	大石 哲雄 君	9番	松本 正 君	10番	小永 正裕 君

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君
副広域連合長	笹岡 豊徳 君
代表監査委員	吉本 雅史 君
会計管理者	西川 淳一 君
事務局長	清田 浩嗣 君

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏 君		
書記	中島 行雄 君	林 秀樹 君	山本 美佐 君
	廣瀬 忍 君	坂本 麻里 君	

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	西岡佐智子 君
主査	宇都宮朋彦 君
主事	中嶋 一允 君

◎諸般の報告

○議長（西村和也君） みなさんこんにちは。議長の西村です。開会の前にご報告いたします。

吉岡珍正副広域連合長から、本日欠席の届出がありました。

◎開会の宣告

○議長（西村和也君） それでは、ただいまより、平成22年3月高知県後期高齢者医療広域連合議会第9回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後2時 開会

◎欠席議員の報告

○議長（西村和也君） 最初に、欠席議員の報告であります。

前田哲生議員から、本日欠席の届出がありましたのでご報告をいたします。

◎議員辞職許可の報告

○議長（西村和也君） 次に、議員辞職の報告であります。

本年1月19日に有澤明男議員が中土佐町長選挙に立候補したことに伴い、公職選挙法第90条及び当広域連合規約第9条第2項の規定により当広域連合議会議員を辞職されておりますので、ご報告いたします。

欠員が生じた町村議会議員区分につきましては選挙により、黒潮町議会の小永正裕議員が当選され、新議員となりました。

◎議事日程の報告

○議長（西村和也君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 異議ないものと、認めます。よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の議席の指定

○議長（西村和也君） これより、日程に入ります。

まず、日程第1、新議員の議席の指定を行います。

この度の選挙により、黒潮町議会の小永正裕議員が当選され、町村議会議員区分の新議員となられております。

小永正裕議員の議席は、議会会議規則第3条に基づき、議席番号10番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（西村和也君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、5番、三本富士夫議員、7番、和田賢二議員のお二人の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（西村和也君） 続きまして日程の第3、会期の決定について、会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月27日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第9号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

○議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、第9回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度の現況等につきまして、国の動向等

含めまして申し上げます。

現行の後期高齢者医療制度は、民主党を中心とする連立新政権のもと、平成24年度末には廃止されることが決定され、平成25年度からは新たな高齢者医療制度に移行することとされました。

後期高齢者医療制度の廃止後に移行する新たな制度のあり方を検討するために、昨年11月には厚生労働大臣の主宰による、関係団体の代表や高齢者の方々の代表、学識経験者等からなります「高齢者医療制度改革会議」が設置され、これまで4回の会議が開催されており、私も全国市長会を代表して会議に参加し、意見を述べております。この会議での検討にあたり国の基本的な考えとしまして、①後期高齢者医療制度の廃止 ②「地域保険の一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度の構築 ③年齢で区分するという問題の解消 ④市町村国保などの負担増に十分な配慮 ⑤高齢者の保険料の急増及び不公平とならないための配慮 ⑥市町村国保の広域化につながる見直しの実施等の6項目の方向性に基づき、議論されているところです。

これまでの改革会議での論議では、制度の基本的枠組みや保険運営の主体のあり方、費用負担のあり方等が論議されており、今年の夏には中間報告が取りまとめられ、年末には最終報告が取りまとめられる予定となっています。

その後、平成23年1月に開会されます通常国会に法案として提出され、法案が成立しましたら、平成25年4月からの新制度開始に向けた政省令等の制定や、システム改修を始めとする準備作業に取り組んでいくこととされています。

新たな高齢者医療制度への政策転換は非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、改革会議での今後の検討内容が一層重要になってまいりますので、今後とも積極的に意見を述べてまいります。

さて、現行の後期高齢者医療制度は、今後も平成24年度末までの3年間は存続されますので、所得の少ない方々や被用者保険の被扶養者であった方々への保険料軽減の特例措置につきましては、引き続いて平成22年度以降も実施されることとなっております。

また、平成22年度・平成23年度の保険料率の改定にあたりましては、当広域連合では、国から出されました保険料の抑制策に関します通知に基づきまして、平成20年度・平成21年度の財政運営期間に生じた剰余金の全額を保険料の抑制に活用し、さらに県の条例に基づき造成しています財政安定化基金の活用につきましても、関連します法令の成立を前提としまして、抑制対策に活用することについて県の同意をいただいております。

こうした対策を取ることによりまして、被保険者均等割につきましては、平成20年度・平成21年度に比べて362円増額の4万8,931円に、また、所得割額につきましては、0.06ポイント上昇し、8.94%としたところです。

平成22年度は保険料率の改定年度にあたり、制度内容の見直しが引き続き行われる方向にありますことから、被保険者の方々や住民の皆様方に、今後も当医療制度に関わります混乱を避けるための広報事業への取り組みは、より重要となっ

てまいります。

改めまして各市町村との連携のもと、広報内容等につきまして検証し、遺漏のない広報事業を行ってまいります。

以下、議案についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました議案は、人事議案1件、予算外議案4件、予算議案4件です。

始めに、人事議案であります第1号議案の高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意につきましては、監査委員でありました有澤明男議員が本年1月19日付けで辞職されたことによりまして、当広域連合規約第16条の規定に基づき、新たな監査委員の選任につきましてお諮りするものです。

第2号議案の高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、船員保険法の一部改正に伴い、公務災害補償の対象職員の見直しについて規定するものです。

第3号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、国家公務員に準じて職員の勤務時間及び時間外勤務代休制度等について必要な事項を規定するものです。

第4号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、平成22年度及び平成23年度の保険料率の改定並びに平成22年度以降における所得の低い被保険者及び被用者保険の被扶養者であった方々に対する保険料の軽減措置について規定するものです。

第5号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、平成22年度以降の保険料の軽減措置の財源に国からの交付金を充てるために規定するものです。

第6号議案の平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから591万2千円を減額し、総額を1億4,263万1千円とするものです。

第7号議案の平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ57億3,849万6千円を減額し、総額を1,189億1,623万5千円とするものです。

第8号議案の平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連します予算編成でありまして、当初予算規模は対前年度当初比で、2,890万9千円減の1億1,943万5千円となっております。

第9号議案の平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、事業部門に係る保険給付を主といたしました経費に関連します予算編成となっております。当初予算の規模は、対前年度当初比で4億7,063万1千円増の1,225億6,038万4千円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして概要の説明を申し上げますが、よ

ろしくご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（西村和也君） これより、日程第5、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

和田議員、通告に従って発言を許します。

○議員（和田賢二君） 議長の指名を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

75歳という年齢によって医療を受ける権利を差別し、別立ての保険制度に強制加入させるという世界に類のない後期高齢者医療制度は、導入当初から廃止要求が出され、新たに誕生した新政権の下その廃止方針が確認されました。しかし、旧政権と同じく「混乱する」との理由で、廃止を4年間も先延ばしにしたことは到底納得できるものではありません。

今、来年度以降の後期高齢者医療の保険料負担が全国各地で問題となっています。

後期高齢者医療制度の高齢者保険料は、75歳以上の医療給付費や人口の少子高齢化に伴い上昇する仕組みで、その見直しが2年ごととなっているため、来年度がその見直し時期となります。

現時点での試算では、高知県で1人あたり2009年度5万2,331円であったものが、2010年度は5万9,373円に引き上げられることとなります。

廃止される保険制度の保険料引き上げには当然反対の声が大きく、保険料の改定にあたっては、昨年10月26日の広域連合事務局宛の事務連絡「平成22年度及び平成23年度の保険料の増加に対する対応」の「国庫補助金の交付の検討について」で、厚生労働省においては高齢化率の上昇に比例して後期高齢者の保険料負担が増加することを一定程度是正するため、後期高齢者負担率の上昇による保険料の増加分について国庫補助を行うことを検討しており、今後年末までに結論を得ることにしている」としていました。

しかし、政府予算案には、保険料の上昇を防ぐための国庫補助は行われませんでした。廃止の先延ばしとあわせ、二重の国民への裏切り行為であります。

さて、高知県では、現在の広域連合の剰余金から13億3,000万円、県の財政安定化基金から9億7,000万円繰り入れても平均775円の引き上げとなりますが、不合理さにより廃止しようとする制度に、高齢者の負担を押しつけることは認められません。

平成22年度の特別会計予算案では、財政安定化基金への拠出金が1億1,000万円と、前年より約900万円多くなっています。この基金は、国と県と広域連合で3分の1ずつの負担となっていますので、2年間で6億6,000万円の積み増しとなって

います。この額は、保険料アップを回避するに十分な予算であります。

国に対して、公約どおり予算措置を要求して、保険料が上がらない措置を取るべきだと思いますが、お伺いをいたします。

今回の引き下げに使われる剰余金13億3,000万円については、結局その大半は被保険者が支払った保険料であり、これが還元されることにほかなりません。還元は当然の措置であります。

問題は、剰余金がこれだけ多額になった背景に、受診抑制があると考えられることです。制度開始当初の日本医師会の緊急レセプト調査は、総点数、総件数、総日数が前年同時期比マイナスになっていることを示しました。後期高齢者が増加している中、入院外の総数ですら診療所でマイナス0.74%、病院マイナス1.33%でした。

厳しい経済状況のもと、少ない年金から保険料を天引きされることが不安、さらに窓口での1割負担が受診抑制につながっていることは明白でないでしょうか。次年度計画が過大な見込となっていないか、これは保険料に直結する問題であります。

剰余金が生まれた原因は何か。後期高齢者医療制度導入によって受診抑制が進んだのではないかお伺いをいたします。

3月11日に全日本民医連が無保険等による死亡事例調査報告を発表しました。保険料の滞納による無保険や、保険があっても窓口負担が重く受診が遅れ死亡された方が、1年間で43人にのぼっています。その中には保険料を納付されていたが、廃業とともに収入が途絶え窓口一部負担の支払が重く、慢性閉塞性肺疾患を患いながら、半年近く治療を中断し亡くなられた77歳の方の例もありました。お金で、命が差別されるようなことがあってはなりません。

厚労省は3月2日、2008年度の後期高齢者医療制度の財政状況速報値を発表いたしました。同医療制度は、08年4月から実施されましたが、09年6月1日時点で保険料を滞納している人、08年度に一部でも滞納がある人は全国で28万人、被保険者の2.08%に上ることが分かりました。保険料が上がれば、今後さらに滞納者が増える恐れがあります。

保険料を滞納して保険証を取り上げられ、有効期限を縮めた「短期保険証」を発行された高齢者は、昨年10月1日時点で全国で2万8,203人にのぼっています。日本共産党の小池晃参議院議員の求めに対して、厚労省が明らかにした数字であります。高知県では広域連合が昨年の10月19日に実施した調査で720人となっています。

後期高齢者医療制度の保険料は、多くが年金からの天引きであり、滞納者は保険料を自分で納める必要のある低所得者が中心であります。短期証は、窓口負担は通常の保険証と同様ですが、期限が切れれば無保険状態になり、「命にかかわる」状態を招きかねません。

現在の短期証の発行はどうなっているかお伺いをいたします。

昨年10月26日に「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運

用の徹底について」という通知が出されています。「高齢者が必要な医療を受ける機会を損なわれることのないよう、原則として交付しないこととすることを基本的な方針」として、資格証明書が発行されるのは「保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って」と厳しく限定しています。これは本当に悪質な場合にしか発行しないというものです。

しかし、発行された短期証が窓口留置きになっていれば、実質的に「無保険」とかわりありません。

子どもの無保険が問題となり、中学生以下の子どもに短期証が発行されるように法改正がなされましたが、その後、茨城県などで発行した短期証が市町村の窓口留置きになっており、実質的に無保険になっていることがわかり、全国的な問題となり改善のための通知が出されました。

まず、資格証明書の発行状況についてお聞きをします。

また、発行された短期証は、窓口留置きになっていないか、きちんと手元に届いているのかお聞きをいたします。

医療の機会を奪わないと、宮城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福岡の7都県は、短期証も資格証明書も発行ゼロになっています。高知県も発行ゼロを目指すべきではないかお聞きをいたします。

「高齢者差別だ」として、怒りを呼んだ内容の一つが健康診査です。

市町村に実施義務があった75歳以上への健診は、広域連合での「努力義務」に後退し、検査項目も「特定健診」に沿って減らされ、さらに生活習慣病の患者などを健診の対象外にしました。この結果、2008年度の健診率と07年度の老人保健制度のもとでの健診率、07年度を比べると46道府県で軒並み低下し、高知県は13.2%から4.9%へ3分の1近くに激減しています。

75歳以上の健診の財源は、以前は国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担していましたが、改悪され、国が3分の1負担するものの各広域連合が基本的に保険料でまかない、積極的に健診を行うほど保険料が上昇する仕組みとなりました。多くの市町村で無料だった健診が有料になっています。

健診率の低下は、「早期発見・早期治療」という原則に逆行するものではないか。問題点をどう捉えているかお伺いをします。

次に、新政権が行っている「差別」解消策は、差別を他の年齢まで拡大するものとなっています。民主党自身がかつて「病院追い出しにつながる」と批判していた75歳以上の患者が90日を超えて入院すると病院の収入が激減する後期高齢者特定入院基本料について、政府は4月からの診療報酬改定で全年齢に拡大しようとしています。

厚労大臣は、病院が退院支援状況報告書を出せば診療報酬は下がらないと弁明していますが、「限られた病床数の中で急性期・亜急性期の方に入っていただくという趣旨」と、全年齢にわたって早期退院を迫る狙いであることを認めています。

退院支援状況報告書とは、退院や転院へ向けての努力を毎月示せというもので、結局早期退院を迫るものです。しかし介護分野では、特別養護老人ホームの入所待機者が全国で42万人にのぼる中、さらに多数の医療難民、介護難民が生まれることになる危険があります。

また、後期高齢者医療制度廃止後の新制度について議論している高齢者医療制度改革会議では、75歳以上を別枠にして差別医療と負担増を押し付ける現行制度の対象年齢を引き下げ、「うばすて山」制度を拡大する案も議論されているとお聞きをします。同案について厚労省は、今回65歳以上の高齢者の医療給付費のうち17%を高齢者自身の保険料で負担することになると試算しています。

制度改革にあたっては、世界に誇れる医療水準を、いつでも、どこでも、誰もが享受できる制度を、これ以上の国民負担の増大ではなく、大企業の社会的責任の発揮と国による財政措置で実施できるよう抜本的見直しをすべきだと考えます。従って、十分な議論を保障するため、まず後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すこと。それによる国保会計の負担を国が責任を持つべきであります。

連合長は、全国市長会の国民健康保険対策特別委員長として、高齢者医療制度改革会議の委員をされていますが、新たな医療制度の構築に対しどのような基本的な考えをもたれているか、お聞きいたします。

○議長（西村和也君） 岡崎連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 何点かご質問を頂きましたので、順次お答えを申し上げます。

私の方からは、保険料のいわゆる上がらない国の措置へのご質問、また短期保険証、資格証明書等のご質問、また医療改革会議のメンバーに入っておりますので、今後の私の考え方を含めまして、先ほどのご質問にお答えします。

まず始めに国に対して、公約どおり予算措置を要求し、保険料を上がらない措置を取るべきとのご質問にお答えを申し上げます。後期高齢者医療制度は、平成24年度末に廃止される予定であります。高齢化の進展に伴う医療費の増加などによりまして、保険料の負担も増加していくことは避けられないと考えているところでありますが、今後とも3年間続く制度でございますので、制度を安定的に運営するためには、急激な保険料の上昇は出来るだけ抑制していく必要があると考えております。

国におきましては、先ほどもご質問ございましたが、保険料の上昇抑制するために、平成20年度及び平成21年度の剰余金の活用と合わせてご質問にもございました国庫補助を行うことも検討されたというふうに聞いておりますが、財務省と厚生労働省とのいわゆる財源折衝の中で見送られたとお聞きをしております。この対応策につきましてはそれぞれの県に設置しております財政安定化基金を取り崩して対応することとなったところでございます。本県の場合は、平成20年度

及び平成21年度の剰余金が他県と比較して金額的に少ないことや、他の県に比べて医療費が相当高いことから基金を活用しましても、平均の保険料が1.5%程度上昇することとなる見込みでございます。

また、2年後のいわゆる平成24年度に再度保険料の改定時期を迎えますので、この制度が廃止されるまでの間もう一回保険料の改定作業を行うこととなります。今後この制度の運営状況や、また制度の収支の状況を見ながら検討することになりますが、現状では次の改定時期に保険料の上昇を抑制する財源が足らなくなるということも想定をされますので、次期の保険料の改定に当たっては、国が十分な財政措置を講じるよう今後とも国に対して強く要望をしまいたいと考えているところでございます。

次に保険料滞納された方々に対します短期被保険者証、また資格証明書の発行に関連するご質問にお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度では、安定した財政運営や被保険者間におきます負担の公平性の確保の観点から、いわゆる保険料の収納額の確保につきましては重要な取組みとして位置づけられておきまして、一定期間特別の事情がなく保険料の納付がなされない場合には、被保険者証の返還を求めることが出来るものとされています。

しかしながら、当広域連合では、被保険者の方々はご高齢でありますことから、資格証明書の交付は受診の機会を奪うことがないように慎重な対応が必要であると考えているところであります。こうしたことから、高知県独自の規定を設けまして、資格証明書の交付対象となる方の選定に際しましては、いわゆる機械的に判定がなされることがないよう個々の状況を十分調査するなど事務手続きを統一して対応することとしており、現在までの資格証明書の交付の実績はございません。

また、短期被保険者証でございますが、短期被保険者証の交付につきましても滞納された方との接触の機会を出来るだけ持つことで、決め細やかに保険料の納付やその他のご相談にも対応してまいることを目的としておきまして、相談の対応によりまして現在短期被保険者証の交付の実績につきましては、半減した状況となっております。

制度の健全な運営のためには、保険料の収納額の確保は欠かすことのできない取り組みでありますことから、今後も被保険者の方々には保険料を納めていただくことの重要性を理解していただくため、広報等の取り組みをさらに進めてまいりますので、またよろしくお願いを申し上げます。

次にいわゆる制度廃止後の新たな医療制度の構築に対します、委員としての私の基本的な考えにつきましてもご質問がございました。

平成25年度からの実施が予定をされることになっておりますが、高齢者の方々を含めました新たな医療保険制度につきましては、昨年11月に国が設置しました高齢者医療制度改革会議におきまして議論を進め、今年の夏には新たな医療制度の骨格につきましても、中間報告が取りまとめられることとなっております。

この会議につきましては、現在まだ4回開催されておられまして、先ほど提案説明でも6項目の国の基本的な考え方をまず申し上げましたが、制度の基本的な枠組み、そして制度の運営主体のあり方、費用負担のあり方等を議題として、それぞれ毎回議論を進めておりまして、私も全国市長会を代表して地域の立場から意見を申し上げております。

新たな医療制度のあり方としましては、基本的な考え方として高齢者の方々の年齢で区分するという問題を解消し、また非常に厳しい市町村の財政が負担増にならないということにも配慮し、市町村国保の広域化につながる見直しなどが示されておりますように、高齢者となられます被保険者の方々が加入することになると見込まれております国民健康保険制度が非常に重要になってくると考えております。現在まだこの受け皿が国民健康保険として確定したわけではございませんが、今いわゆる国保が受け皿になるということは有力な案になっております。

新たな医療保険制度は、わが国の医療保険制度の基本となります国民皆保険を堅持していくためにも、その中核をなしております国民健康保険制度がおかれております、非常に厳しい財政運営状況を認識していただき、国におきましては国費のさらなる拡充など国民にとって安心の支えとなる国保として構築されなければならぬと考えております。

こうしたことから、現在国保につきましては非常に人口が少ないいわゆる市町村も保険者となっておりますが、運営主体となりますいわゆる保険者は、市町村単位から都道府県単位とする広域化の推進ということは必然になると考えております。

また、国民健康保険を支援する国費の拡充を始めとしますいわゆる財政の安定化の方向性ということも明確にしていきたいと思いますということで、この国費の拡充につきましても国に対して強く意見を申し上げているところでございますので、また今後とも地域の立場に立った発言をしたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。その他のご質問の項目につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

○議長（西村和也君） 清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 和田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、剰余金が生まれた原因は何か、後期高齢者医療制度導入によって受診抑制が進んだからではないか、とのお尋ねがありました。

平成20年度及び平成21年度の保険料率は、平成19年に国から示された医療費の伸び率をもとに2年間の医療費の見込額から算定いたしました。被保険者数が見込額より少なかったことや、平成20年度の診療報酬がマイナスの改定であったことから、医療費の実績額が見込額を下回り剰余金が生まれたものと考えております。

その大きな要因といたしましては、65歳から74歳の障害認定の方は後期高齢者

医療制度に加入するかどうかを選択制となりましたことから、障害認定の方が制度が始まる直前の平成19年度末と比較して現時点で2,100人程度減少していると考えられます。

また、本県におきましては平成20年4月の制度開始当初に障害認定の方で、他の医療保険を選択した方が多かったことから、被保険者数は平成19年4月時点の老人医療の対象者数と比較して、およそ1,600人減少しております。これは被保険者の1.4%になりますので、レセプト件数とも同程度の減少が見られるのではないかと考えられます。こうしたことから一人当たりの医療給付費は平成20年度におきましては、年額93万5,000円となっております、平成19年度と比較して1.2%減少しておりますが、平成21年度はおよそ97万円と見込んでおりまして、平成20年度と比較して3.7%増加することになります。被保険者数の増加に伴いまして医療費も伸びており、制度開始前と同様の伸びを示していますので、制度導入による受診抑制はないのではないかと考えております。

次に短期被保険者証の交付についてお尋ねがありました。

短期被保険者証の交付事務につきましては昨年5月に取扱いの規程を定めておりまして、短期被保険者証は前年度の保険料の概ね3割以上の額を滞納されている方を対象に、昨年8月の被保険者証の更新時から交付しております。本年2月1日現在で短期被保険者証の交付者数は、463名となっております。短期被保険者証の交付に際しましては、被保険者の方々は高齢であることや、また多くの方は医療機関を受診していることから、お住まいの市町村の窓口での手渡しだけでなく、被保険者の方々の受診状況をきめ細かく確認し、郵送により被保険者証の有効期限前までに確実に届けられるよう対応しております。

こうしたことから、市町村での留め置き状況につきましては、引き続き納付相談が必要と判断されております案件のみで、3月23日現在で31件となっておりますが、これらのケースにつきましてもこれまでに訪問や電話連絡等により接触することに努めております。

最後に健診率の低下についてのお尋ねがありました。

後期高齢者に対する健診は、特定健診と同様に糖尿病などの生活習慣病に着目した健診内容となっております、該当者や予備軍を早期に発見し、保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを行うことになっております。そのため生活習慣病で受診されている方は健診の対象外となっております、これらの方には医療機関での治療の中で健診と同様の検査が行われることとなります。

健診の受診率は、被保険者全員で考えますと4.9%ですが、健診の対象外となっている方を除きますとおよそ15%となっております。しかしながら全国平均よりは低い数字ですので、受診率を上げるよう努める必要があると考えております。

また、生活習慣病以外の疾病については健康増進法に基づいて、市町村が行う胸部検診やガン検診などを受けていただき、早期発見につなげることとなります。たとえば、平成20年度におきましては、75歳以上の胸部健診の受診率はおよそ19%となっております、平成19年度と大きく変わってはおりません。こうしたこと

から受診率を向上させるための取り組みといたしまして、市町村に対しては後期高齢者に対する健診と、胸部健診やガン検診などを同時に実施していただくようお願いしておりますが、引き続き同時実施をお願いしてまいります。

また、胸部健診やガン検診は生活習慣病で受診しているかどうかにかかわらず、全員が対象になっておりますので積極的な広報をしていただくよう市町村をお願いしてまいります。以上でございます。

○議長(西村和也君) それでは和田議員ありませんか。あと 35 秒残っています。

○議員(和田賢二君) 連合長のほうからご答弁いただきました。その中で、後期高齢者の今後の医療制度のあり方についてのご答弁の中で国民健康保険の枠組みに組み入れて年齢を65歳以上というふうに拡大するという方向性が濃厚になってきているということがございましたが、私の質問の中でも申し上げましたように、今までは75歳以上というふうなことで区切っておりましたが、今回の出てくる案でも65歳以上ということで、ようするに年齢によって区分をしていくという制度になりそうであります。いい加減国保というものは財政基盤が弱いわけでございますから、今後強力にですね、国保中央会の会長さんのお立場もございましたから、国に対して国保財政への強力な財政支援をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西村和也君) これにて一般質問は終了いたします。

◎第1号議案の審議の宣告及び採決

○議長(西村和也君) 続きまして、日程の第6、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

書記の朗読は、省略をします。

本議案は、議会選出の監査委員でありました、有澤明男議員が、本年1月19日に辞職されたことに伴い、新たに議会議員からの監査委員の選任を行うものです。

議会選出の監査委員につきましては、松本正議員を選任することに同意を求めらるるものであります。

○議長(西村和也君) それでは、お諮りいたします。

第1号議案につきましては、事務局の説明は省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(西村和也君) ご異議ないものと認めます。よって、これより第1号議案を採決いたします。

第1号議案については、これに同意することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（西村和也君） 挙手多数であります。

よって、第1号議案は原案に同意することに決定いたしました。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第7、第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を審議いたします。

書記の朗読は、省略します。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで説明をお願いします。

清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 説明させていただきます。第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

お手元の議案及び説明書の3ページをお開きください。

この条例は、船員保険法が改正されたことを受けまして、地方公務員である船員のうち非常勤の職員について、これまで船員保険法が適用されていましたが、地方公務員災害補償法の規定により補償を行うこととなりましたので、船員保険の被保険者に関する規定について改正しようとするものでございます。以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。よって質疑は終了いたします。

続きまして、第2号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論なし。討論は終了します。

これより、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
第2号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第8、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。
清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の4ページをお開きください。

この条例は、国において人事院勧告に基づいて、勤務時間が見直されたこと及び時間外勤務代休制度が導入されたことに伴いまして、広域連合においてもこれに準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

第3条第1項では、勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に、第4条では、1日当たり8時間から7時間45分に短縮しております。

また、第10条の2では、月60時間を超える時間外勤務の支給割合が100分の150に引き上げられましたが、この引き上げ分の支給に代えて正規の勤務時間におい

ても勤務することを要しない日又は時間を指定することができるよう規定しております。以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。

続きまして、第3号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了します。

これより、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案を、採決いたします。

○議長（西村和也君） 第3号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案及び第5号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第9、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の2議案は、関連がありますので、一括して審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要について事務局に説明を求めます。
清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案について、ご説明いたします。

議案及び説明書の6ページをお開きください。今回の改正は、後期高齢者医療制度が2年間ごとの財政運営を行っており、平成22年度は保険料率の改定の時期になっていることから、平成22年度及び平成23年度の保険料率を定めるものでございます。また、平成22年度以降においても、平成21年度の保険料の軽減措置を継続することについて規定を追加するものでございます。

国におきましては、現行制度が廃止されるまでの間、被保険者の方々に不安や混乱を生じさせることのないよう可能な限り負担の増加を抑制するため、保険料の上昇を抑制するとともに保険料の軽減措置を継続することとしております。

まず、第9条では、平成22年度及び平成23年度の所得割率を8.94%、第10条では、均等割額を4万8,931円と規定しております。これらは、剰余金の金額活用と県に設置されている財政安定化基金の活用の2つの抑制策を講じたもので、平成20年度及び平成21年度の保険料率と比較して、およそ0.7%の上昇に抑えられております。こうしたことから、均一の保険料率の場合、個々の被保険者の保険料は、所得が変わらなると仮定すれば、平成21年度と比較して0.7%程度上がることになります。

次に、附則第5条第1項第7号では、医療費の低い8町村で不均一保険料を設定しておりますが、保険料率の改定に合わせてそれぞれの町村の保険料率は附則別表のとおり改定しております。これまで、不均一の保険料率は、均一保険料率との差が6分の3となるように設定しておりましたが、段階的に均一保険料率に近づけていくように今回の改定においては、均一保険料との差が6分の2となるように設定しております。

また、附則第15条及び第16条の規定は、平成21年度限りでありました、被用者保険の被扶養者であった方の均等割9割軽減及び均等割7割軽減の方を8.5割軽減とする措置を、平成22年度以降も継続するものでございます。

続きまして関連がありますので、第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

資料の9ページですが、この条例は、後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分して財源を充てることのできる経費について、平成22年度以降においても現行の保険料の軽減措置を継続するために必要な改正を行うものでございます。

第6条は、基金の処分について規定しておりますが、第1号では、被用者保険の被扶養者であった方の均等割9割軽減、第5号では、所得の低い方に対する均等割9割軽減及び所得割2分の1軽減、また、第6号では、7割軽減の方の一律8.5割軽減とするための財源に充てることのできるよう改正するものでございます。以上でございます。

◎第4号議案及び第5号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） これより、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の2議案に対する質疑を行います。

○議長（西村和也君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。

続いて、この2議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論なしと認めます。

これより、第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案及び第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案の2議案を、一括して採決いたします。

○議長（西村和也君） 第4号議案及び第5号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案及び第5号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第6号議案及び第7号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続きまして、日程の第10、第6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第7号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の2議案は関連がありますので、一括して審議いたします。

書記の朗読は、省略します。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の11ページをお開きください。第1条のとおり歳入歳出それぞれ591万2千円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,263万1千円とするものでございます。

補正予算案の内容としましては、議会の開催実績の減に伴う減額や、人件費など広域連合事務局の運営経費の減額、保険料不均一賦課繰出金の減額などの不用が見込まれる額について、所要の調整を行ったものでございます。

続きまして、第7号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算についてご説明いたします。

27ページをお開きください。第1条のとおり歳入歳出それぞれ57億3,849万6千円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ1,189億1,623万5千円とするものでございます。

32ページをお開きください。補正予算案の内容としましては、被保険者数が見込みより少なくなったことから、保険給付費を65億7,928万3千円減額するなど、見込額に基づいて所要の調整を行っております。

また、平成22年度においても所得の低い被保険者に対して保険料軽減の特例措置が継続されることとなりまして、国の補正予算により円滑運営臨時特例交付金が交付されることとなりましたので、臨時特例基金に積立金として8億8,164万1千円を増額しております。以上でございます。

◎第6号議案及び第7号議案の質疑、討論、採決

○議長（西村和也君） これより、第6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第7号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の2議案に対する質疑を行います。

○議長（西村和也君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。

続いて、この2議案に対する一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論なしと認めます。

これより、第6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算及び第7号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の2議案を、一括して採決いたします。

○議長（西村和也君） 第6号議案及び第7号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案及び第7号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第8号議案及び第9号議案の審議の宣告

○議長（西村和也君） 続いて、日程の第11、第8号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び第9号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の2議案は、関連がありますので一括して審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（西村和也君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

清田事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） 第8号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の49ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1億1,943万5千円でございます。

まず、一般会計予算のうち主だったものについてご説明いたします。

53ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款、分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金でございます。

2款、国庫支出金及び3款、県支出金は、保険料の不均一賦課負担金で、均一

保険料との差額分の財源でございます。

次に、歳出ですが、54ページをお開きください。1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費でございます。

2款、総務費は、事務局を運営する経費及び、選挙管理委員会を開催する経費、監査を実施するために必要な経費でございます。

3款、民生費は、国及び県の保険料不均一賦課負担金を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、第9号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

69ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、第1条のとおり1,225億6,038万4千円でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。75ページをお開きください。

1款、市町村支出金は、被保険者から徴収した保険料等及び市町村の療養給付費の定率負担金として187億5,863万5千円を計上しております。

2款、国庫支出金は、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金、保健事業費補助金等として、410億156万9千円を計上しております。

3款、県支出金は、県の療養給付金の定率負担金及び高額医療費負担金として100億5,940万5千円を計上しております。

4款、支払基金交付金は、若年者からの後期高齢者支援金ですが、社会保険診療報酬支払基金からの交付金として507億2,147万3千円を計上しております。

5款、特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会からの交付金として、1,435万8千円を計上しております。

6款、繰入金は、一般会計及び臨時特例基金、事業運営基金からの繰入金として、18億2,190万2千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。76ページをお開きください。

1款、総務費は、電算処理システムの運用保守やレセプト点検、第三者求償事務の委託、事業課の職員の人件費などとして、2億8,304万8千円を計上しております。

2款、保険給付費は、療養の給付に係る費用及び国保連合会への審査支払手数料等として、1,220億9,108万1千円を計上しております。

3款、財政安定化基金拠出金は、県に設置されている基金への拠出金として、1億1,069万3千円を計上しております。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、国保中央会への拠出金として、1,588万9千円を計上しております。

5款、保健事業費は、市町村への健診業務の委託経費として、3,863万3千円を計上しております。

6款、基金積立金は、それぞれの基金の利子を積み立てるため、93万9千円を計上しております。

7款、諸支出金は、保険料の還付金等として、1,010万1千円を計上しております。

す。以上でございます。

◎第8号議案及び第9号議案の質疑、討論

○議長（西村和也君） これより、第8号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び第9号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の2議案に対する質疑を行います。

○議長（西村和也君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。

次に、この2議案についての一括討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（西村和也君） 討論なしと認めます。

これより、第8号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び第9号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の2議案を、一括して採決いたします。

〔和田議員挙手〕

○議長（西村和也君） 和田議員。

○議員（和田賢二君） 議長、第8号議案と第9号議案は、採決は議案ごとにお願ひしたいと思います。

○議長（西村和也君） 和田議員から、第8号議案及び第9号議案については1件ずつという申し入れがありますので、そのように取り計らいたいと思いますが、ご異議ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎第8号議案の採決

○議長（西村和也君） それでは、まず始めに第8号議案、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

○議長（西村和也君） 第8号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（西村和也君） 挙手全員であります。
よって、第8号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第9号議案の採決

○議長（西村和也君） 次に、第9号議案、平成22年度高知県後期高齢医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

○議長（西村和也君） 第9号議案については、原案のとおり可決することについて、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（西村和也君） 挙手多数であります。
よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会のあいさつ

○議長（西村和也君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

〔広域連合長挙手〕

○議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

○連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えられました、しかも土曜日というところで、大変ご多用の中お集まりをいただきまして、熱心なご審議を賜り誠にありがとうございました。

当広域連合の設立時から議員及び監査委員として、議会ならびに組織等の運営にご協力いただき、本年1月にご勇退されました有澤明男様には、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほどのご質問にもございましたが、ご案内のとおり当制度は3年後には廃止をされるということになっておりますが、その間は存続されるということで

ございますので、私どもの役割としましては、被保険者の皆様方に現行制度を十分にご理解いただくという手立ても広報等でとってまいらなければならないというふうに思っております。

この制度の存続の間は、各市町村との一層の連携の下、住民の皆様方の信頼に答え得るような対策を取ってまいりたいと思っております。

廃止後の新制度につきましては、様々な論議がまだ進行中でございますので、市民の皆様方、また住民の皆様方の保険としてのあるべき姿という観点から私自身も発言をしてみたいと思っておりますので、またご支援をよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますますが、議員の皆様方には、益々のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（西村和也君） それでは議事の運営にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

今後も、皆様方と協力して、ご期待にそえる議会運営に努めてまいりたいと存じます。

これをもちまして、平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合議会第9回定例会を閉会いたします。

午後3時12分 閉会

資 料

21 高後広第 991 号
平成 22 年 3 月 12 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 西村 和也 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成 22 年 3 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 9 回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 7 号議案 平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 9 号議案 平成22年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年 3 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 9 回定例会 議決一覧

○広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	平成 22 年 3 月 27 日	同 意
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 4 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 5 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 6 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 7 号議案	平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 8 号議案	平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決
第 9 号議案	平成 22 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	平成 22 年 3 月 27 日	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員